

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第49条 一団となった旅客の全員が発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、会社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ. 次の1に該当する学校等の学生とその付添人、及び当該学校の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ）とによって構成された8人以上の団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その定員が8人未満の時であっても8人以上の割引率を適用してこの取扱いをする。

①指定学校の学生、生徒、児童または幼児

②児童福祉法第39条に規定する保育所の児童

③社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき、開設した勤労青年学校で都道府県教育委員会が証明したものの生徒

④青年学級振興法（昭和28年法律211号）第2条に規定する青年学級のうち、文部省の指示により都道府県教育委員会が証明したものの学級生。

ロ. イの付添人は大人とし、該当団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

①幼稚園の幼児、保育所の児童または小学校3年学年以下の児童ある時。

②障害、または虚弱のため、会社において付添を必要と認める時。

(2) 普通団体

前号以外の旅客により構成された8人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。

2. 前項に規定するもの以外、会社において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という）の旅客で、会社が運送の引受けをしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

3. 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第1項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾した時に限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客輸送の申込)

第50条 第49条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車等、その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込を行うものとする。

2. 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

長良川鉄道		丙			
		年 月 日			
団体旅行申込書		駅長 受付			
団体別	普通	人数	大人	子供	計
	中学 その他の学校				
団体名		ふりがな			
ご連絡先		代表者お名前			
		ご住所 〒			
		お電話() -			
乗車券	乗車日	乗車駅	乗車列車	降車駅	
	ゆき かえり	月 日			
記 事					
引受番号		—			
引受書		平成 年 月 日 本社 ⑩			
(注) 団体種別欄の該当欄に「○」を記入する。 丙片……駅控、乙片……承認用、甲片……本社用					

(団体旅客運送の予約)

第5 1条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込を受けた場合で、会社において運送上支障がないと認めた時は、該当団体旅客運送の引受けをする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第5 2条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は会社において運送上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

(責任人員)

第5 3条 団体旅客を次の各号の1により運送する場合は、その団体旅客の全行程について申込人員の8割に相当する人員（1人未満の端数は、大人と小児とを別々に切り捨てる）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引受けを行う。

(1) 客車を増結して運送する場合

(2) その他特別の手配をして運送する場合

2. 団体旅客の運送引受後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行う場合で、前項の規定による責任人員に異動を生じる時は、責任人員が増加する時は責任人員を変更し、責任人員が減少する時は責任人員の変更を行わない。

3. 前項の規定に関わらず、団体旅客運送の引受後において、会社の責任となる事由によって引き受け条件の一部を変更する必要性が生じ、これを申込人が承諾し、かつ、第1項の規定による責任人員が減少した時は責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

第5 4条 団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を付された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃、料金の1割に相当する額（100円未満の端数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、会社に納付するものとする。

2. 保証金の納付後において、会社の責に帰さない事由によって申込者が、その申込を取り消した時は、これを返還しない。

3. 保証金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。

(1) 会社の都合によって解約した場合

(2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第55条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、会社において特に承諾した場合は、当該区間を通じた団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

(貸切乗車券の発売)

第55条の2 貸切乗車券の発売をする時は、旅客はあらかじめその人員、行程、その他輸送計画に必要な事項を申し出て会社の承認を受けた時に発売する。